

令和7年8月27日

お客様 各位

青森県信用組合
理事長 堀内 元博

日本政策金融公庫と県内4金融機関による 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

青森県信用組合（理事長 堀内元博）は、地域において円滑な金融サービスを提供するため、日本政策金融公庫の県内全3支店（青森支店、八戸支店、弘前支店）および県内金融機関（株式会社青森みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

青森県は、東日本大震災での被災経験があるほか、自然災害も多く発生しており、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態が想定されます。そこで、日本政策金融公庫の県内全3支店と県内4金融機関が連携し、業務継続体制の向上を図ることで、危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

日頃からの、地域の事業者に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、危機発生に備える機運の醸成に資する活動も含め、相互の連携を円滑にすべく、日本政策金融公庫の県内全3支店と県内4金融機関は業務連携に関する覚書の締結に至りました。

2 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- （1）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （2）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介
- （3）その他危機事象発生時に必要となる連携

3 締結日

令和7年8月27日（水）

以上

<お問い合わせ先>

青森県信用組合 業務推進部 TEL：017-739-7115



青森県信用組合